

今後の中国・台湾経済をみる視点

資料集

21 世紀政策研究所

WTO協定の概要

WTO(1995年発足)の基本原則

貿易障壁の軽減と無差別原則の考え方に立脚。
 最恵国待遇、内国民待遇、数量制限の一般的廃止、合法的な国内産業保護手段としての関税に係わる原則(譲許税率超の禁止、漸進的関税引下げ)等に従う。
 注)但し、多角的貿易体制を維持するための一定の合理的例外措置は許容。
 (セーフガード、途上国例外既定等)

根拠となる取り決め	主な内容
世界貿易機関を設立するマラケシュ協定	○ウルグアイ・ラウンドの実施、WTO設立の協定。
(付属書1A)物品の貿易に関する多角的協定	
1994年の関税及び貿易に関する一般協定(ガット)	○WTO協定発効前のガット規定、了解事項。 ○WTO協定発効前の関税譲許議定書等の法的文書。
農業に関する協定	○市場アクセス、国内助成、輸出競争における拘束力ある約束。(6年の期間内に実施)
衛生植物検疫措置の適用に関する措置(SPS)	○貿易に対する悪影響最小化のための規則、規律の多角的な枠組。
繊維及び繊維製品(衣類を含む)に関する協定	○繊維製品の国際貿易に関する取極(MFA 1974年)が輸入制限等によりWTO原則から乖離。10年の経過措置でのガット統合規定。
貿易の技術的障害に関する協定(TBT)	○認証が不必要な貿易障害とならないよう手続透明性、規格適正化をはかるもの。
貿易関連投資措置に関する協定(TRIM)	○投資に関する受入国の要求等で、モノの貿易に直接悪影響を及ぼす措置、数量制限の一般的禁止違反の措置を禁止。
アンチダンピング協定	○恣意的濫用防止のための規律明確化。
関税評価に関する協定	○恣意的な関税評価排除の為に評価規則。
船積前検査に関する協定(PSI)	○検査透明性確保、紛争処理メカニズム提供。
原産地規則に関する協定	○非特惠分野に適用される原産地規則統一の作業計画等を規定。
輸入許可手続に関する協定	○輸入許可手続簡素化、公正運用を規定。
補助金及び相殺措置に関する協定	○補助金、相殺関税の規律明確化。
セーフガードに関する協定	○セーフガード発動要件・手続明確化。
(付属書1B)サービスの貿易に関する一般協定(GATS)	○サービス貿易の最恵国待遇、透明性確保等一般的義務、約束表の遵守を規定。
(付属書1C)知的所有権の貿易関連の側面に関する協定(TRIPS)	○知的財産の高度な保護水準整備を加盟国に義務付け。紛争解決手続規定。
(付属書2)紛争解決に係わる規則及び手続に関する了解	○パネルの設置等、紛争解決規則・手続などを規定。
(付属書3)貿易政策検討制度(TPRM)	○加盟国の貿易上の政策、慣行の審査に関する手続を規定。
(付属書4)複数国間貿易協定	
民間航空機貿易に関する協定	○現行民間航空機協定をベースに、特に補助金規律強化の改定交渉が行われていたが、未合意。
政府調達に関する協定	○政府調達産品、サービスの内国民待遇、無差別待遇を確保する手続、紛争解決手続を規定。

米中 WTO 合意要旨

項 目	合 意 内 容
農 業	本合意は障壁を除去し、広範にわたる米国産品の輸出を増加させる。取決めは以下を含む： ・ かなりの関税引下げが行なわれ、2004 年の 1 月に完結する。農産品全体の平均は 17.5%に、米国が優先する品目は 14%になる(31% から引下げ)。 ・ 小麦、とうもろこし、綿花、大麦、米などの嵩だか産品輸入に関し、私営貿易業者が参入できるような関税率割当制度の確立。関税率割当制度運用の特定ルールとそのプロセスの透明性の増大は輸入発生を確実にする手助けとなる。割当数量は平均 1~3%の関税の下でかなりの規模で徐々に増加する。 ・ 大麦、落花生油、ひまわり油、綿実油の関税率割当制度の即時撤廃と大豆油の関税率割当制度の段階的撤廃。 ・ 国営貿易企業や仲介者を通さない産品の輸入と販売の権利。 ・ 農産品に関する輸出補助金の撤廃。
工 業 製 品	中国は関税を下げ、米国輸出品の中国への輸入販売を制限するような広範な制度障壁と、米国産品に関する数量割当及び認可制等の障壁を撤廃する。
関 税	・ 関税を平均 24.6%から 9.4%へ、米国が優先する品目については 7.1%へ削減。 ・ 中国は情報技術協定 (ITA) に参加し、コンピュータ、通信機器、半導体、コンピュータ周辺機器、その他のハイテク製品に関する関税を撤廃する。 ・ 自動車分野では、中国は関税を 2006 年央までに現行の 80~100% レベルから 25%にまで引下げる。引下げ幅は加盟後の最初の 2~3 年が大きい。 ・ 自動車部品の関税は 2006 年央までに 10%レベルまで引下げる。 ・ 木材、紙分野では関税を、木材については現行の 12~18%から、紙については現行の 15~25%から、双方 5~7.5%に引下げる。
数量割当と認可制の撤 廃	WTO ルールでは数量割当及びその他の数量規制は認められない。中国は 5 年間の期限で段階的にこれらの制限を撤廃することに合意。 ・ 数量割当：中国は光ファイバーケーブルのような米国最優先品目については加盟と同時に数量割当を撤廃する。その他の数量割当はおおよそ 2002 年までに、遅くとも 2005 年までに段階的に撤廃する。 ・ 割当数量は、市場へのアクセスの漸進的増大を保証するため、現行レベルから年率 15%の割合で増加させる。 ・ 自動車の数量割当は 2005 年までに撤廃する。その間、基礎レベル割当数量は 60 億ドル (以前の中国自動車産業政策レベル) で

項 目	合 意 内 容
	あり、撤廃まで年率 15%の割合で増加させる。
輸入と販売の権利	貿易権及び販売は米国製造業者と農業産品輸出者にとって最大の関心事のひとつである。現在中国は貿易権（輸出入権）と、販売網を持ち販売活動を行なうことを厳しく制限している。本合意で、貿易権及び販売活動は 3 年間で段階的に開放されることになった。中国はまた、修理とメンテ、倉庫業、トラック輸送と航空貨物サービスなどの流通関連分野も開放する。
サ ー ビ ス	中国はサービス分野の広範にわたるほとんどの規制を撤廃することを確約した。このサービス分野には、流通、銀行、保険、通信、会計及び法律コンサルティング等の専門サービス、ビジネスとコンピュータに関するサービス、映画やビデオ、音声レコードサービス等が含まれる。中国はまた、“Basic Telecommunication Agreement”及び“Financial Services Agreement”にも参加する。
既 得 権	中国は、現在中国で業務を行なっている米国のサービス業者が中国の WTO 加盟時点で既に得ている市場へのアクセス権を既得権として認める。これは現行の契約や株主間合意、あるいは許認可の下で活動している米国企業を新たな規制から保護するためである。
販売とそれに関連するサービス	中国は、外国企業が自ら中国内で製造した物品以外の国内販売や、自らの販売網をコントロールすることを一般的に禁じている。本合意で中国は、3 年以内に輸入品も含めたほとんど全ての物品の中国全土における卸売と小売を自由化する。加えて中国は、3~4 年以内にメンテと修理、倉庫保管、梱包、宣伝、トラック輸送と航空便サービス、マーケティング、顧客サポートといった関連サービス業の開放にも合意。
通 信	中国は現在、通信サービス分野への外国からの投資を禁止している。今回史上初めて中国は、通信ビジネスへの直接投資を認めることに合意した。中国はまた、“Basic Telecommunication Agreement”にも参加する。特別合意は以下の通り： ・ 規制原則 - 中国は、“Basic Telecommunication Agreement”に具体化されている競争規制原則を導入すること、並びに外国供給者に対し、通信サービスを供給するために自らが選ぶいかなる技術の使用も許可することに合意した。 ・ 中国は、2 年間でページングと付加価値サービスに関する地理的制限を、5 年間で“mobile voice and data”サービスに関する地理的制限を、6 年間で国内外サービスに関する地理的制限を、それぞれ段階的に撤廃する。 ・ 中国は外資に対し、加盟後 2 年でページングと付加価値サービスに対して 50%、加盟後 5 年で“mobile voice and data”サービスに対して 49%、加盟後 6 年で国内外サービスに対して 49%の持分を

項 目	合 意 内 容
	認める。
保 険	現在、米国では 2 社だけが中国市場へのアクセスを得ている。本合意の下では： ・ 中国は、ライセンスの数量規制をせず、公正な審査を通じてライセンスを認めることに合意した。 ・ 中国は 3 年以内に全ての地理的制限を段階的に撤廃する。これらの規制撤廃により支店設置も認められる。 ・ 中国は 5 年間で外国保険業者に団体、健康、年金といった保険を扱えるよう業務範囲を拡大する。外国の損害保険会社は、中国の WTO 加盟と同時に中国全土にわたる大規模なリスク保険業を行なうことが出来る。 ・ 中国は生命保険に関して 50%の持分を認めた。生命保険業者は自らが合併パートナーを選ぶことが出来る。生命保険以外の分野では、WTO 加盟と同時に支店設置や 51%の持分が認められ、2 年後には 100%子会社の設立も認められる。再保険は WTO 加盟と同時に完全に開放される（100%規制無し）。
銀 行 業	現在、外国銀行は中国の顧客に対して人民元業務を行なうことは許可されていない（外国顧客に対しては人民元業務をやっている例が 2~3 ある）。中国は外国銀行の設立に対して厳しい地理的制限を課している。 ・ 中国は、米国の銀行に 5 年で完全な市場アクセスを可能ならしめることを確約した。 ・ WTO 加盟 2 年後には外銀が中国企業に対して人民元業務を行えるようになる。 ・ WTO 加盟 5 年後には外銀が中国個人顧客に対して人民元業務を行えるようになる。 ・ 外銀は指定された地域内では中国の銀行と同じ権利を持つ（内国民待遇）。 ・ 地理的並びに顧客制限は 5 年で撤廃される。 ・ ノンバンク金融会社は WTO 加盟と同時に”auto financing”をオフアードできる。
証 券 業	中国企業と同条件で、ファンドマネージメントを行う合併にマイノリティ参加できる。WTO 加盟後 3 年以内に、この種の合併における外国持分の 49%までの引上げが認められる。中国企業の業容拡大に応じて外国合併証券会社も同様の業容拡大を享受できる。
専 門 サ ー ビ ス	中国は法律、会計、経営コンサルティング、税金コンサルティング、建築、エンジニアリング、都市計画、医歯療サービス、コンピュータと関連サービスなどの専門サービスに関して力強い確約をした。この中国の確約は、中国で業務を行なう米国企業を市場へのアクセス機会

項 目	合 意 内 容
	の増大と確実性の増加へと導くことになる。
映画、ビデオ、レコ ー ド	中国は WTO 加盟後 3 年間で、毎年 20 本の映画を興行収入折半方式で輸入することを認めた。米国企業はビデオ、ソフトウェア、エンターテインメント、音声レコードを販売する合弁を設立することが出来、また映画館を所有し運営することができる。
議 定 書 規 定	WTO 議定書と作業部会報告書には、WTO の紛争解決手続きを通じての権利義務が確立されている。我々はアンチダンピング、補助金、輸入急増に対する防御、技術移転要求、オフセットや、国有企業の実態に関する主要な規定について合意した。これらの規定は米国の労働者とビジネスにとって特別重要なものである。 中国は WTO 加盟と同時に TRIM 協定を導入することに合意し、貿易及び外貨収支均衡を要求することを止め、ローカルコンテンツ要求や、これらの要求を強要する契約を拒否する。ただ技術やその他のノウハウの移転に関し、もしそれらが知的所有権に関する WTO 協定に従うものであるならば、その法律及びその他の規定を適用する。 これらの規定は技術移転の強制から米国企業を保護することにもなる。中国は WTO 加盟と同時に、投資許可や輸入ライセンス、その他のいかなる輸入許可に関しても、ローカルコンテンツ、オフセット、技術移転、中国での R&D 活動の強制といったいかなるものをも条件としないことに合意した。
アンチダンピング と補助金の方法論	合意された議定書規定では、米国企業と労働者がダンピングや補助金などの不公正な貿易慣行から強く保護されることを保証している。米国と中国は将来のアンチダンピング問題において、現行のアンチダンピング方式（中国を non-market economy として扱う）の維持で合意している。この規定は中国の WTO 加盟後 15 年間存続する。更に米国が中国に相殺関税法を適用する際、中国側に補助金による利益が確認、計測できればそれを中国経済の特殊性として勘案することが出来る。
Product-Specific セ ー フ ガ ー ド	議定書の合意規定は、輸入の急増からも米国企業と労働者を力強く保護する。 Product-Specific セーフガード規定は、米国産業に対して市場の破壊を引起こす、あるいは引起こすおそれのある輸入の増加に注意を向けるための特別なメカニズムを設定している。このメカニズムは WTO のセーフガード規定を補強したもので、伝統的なセーフガード対策とは異なっている。これによると米国は全世界からでなく、中国一国から重大な損害の原因となる輸入があると言明できる。更に米国は WTO のセーフガード規定とは異なった法基準に基づき、一方的に防止策を採ることが出来る。このことはより多くの場合に行動ができる

項	目	合	意	内	容
		ことを意味する。Product-Specific セーフガードは中国の WTO 加盟後 12 年間存続する。			
国	有 企 業	議定書は中国政府の経済への関与に関し、重要な発言をしている。中国は国有企業が、価格、品質、納期、市場性などの純粋な商業判断だけで仕入と販売を行なうことを保証する。このことは米国企業が差別の無い条件と環境で、販売と仕入において競争できる機会を与えられることを意味する。 中国はまた、WTO に矛盾しない方法を除いて、国がこれらの商業判断に影響を及ぼさないことに合意した。WTO ルールを国有企業に適用することに関しては、これらの企業が WTO 規律に支配されることを複数の方法で明確にした。 ・ 国有企業による物品やサービスの購入は「政府買上げ」を構成せず、よって WTO ルールに支配される。 ・ 国有企業は「補助金と相殺措置に関する WTO 協定」の対象となることを明確にした。このことは我々がそうすることが適当であるときに、これら国有企業に我々の貿易法を効果的に適用できることを保証するものである。			
織	維	議定書には 1997 年の両国繊維協定から引用された規定が含まれる。これは米国企業と労働者が、繊維とアパレル製品の輸入増に対し対抗することを許すものである。この繊維セーフガードは、繊維と衣服に関する WTO 合意が満了する年から更に 4 年後の 2008 年 12 月 31 日まで有効に存続する。			

(出所) 2000 年 2 月 2 日付米国「中国貿易関係ワーキンググループ」報告書を基に 21 世紀政策研究所作成

(参考) EU との合意要旨

上記米中合意に加え、EU が上乘せした条件は以下の通り。

項	目	合	意	内	容
農	業	植物油やワインなどの関税を引下げ。			
自	動 車	自動車エンジン生産で外資の全額出資を認める。			
通	信	携帯電話で外資比率を加盟 3 年以内に 49%まで認める。			
保	険	欧州の保険会社 7 社に新規参入を認める。			
日	用 品	陶器や衣料品、革製品、化粧品など 150 品目の関税をおおむね 8~10% に引下げ。			

(出所) 日本経済新聞 2000 年 5 月 20 日付記事より抜粋

台湾のWTO加盟条件概要

産業	加盟条件概要
農業	関税の譲許 ○ 現行平均関税20.6% → (加盟後1年目)15.4% (2002年)12.9%。 ○ 137項目「敏感製品」は引き下げ期限を2004年まで延長可。 農産物の市場開放 ○ 米に関する輸入数量規制の特別処理条項 ・ 加盟後に輸入開始。2000年の輸入数量を基準年(1990～1992年)の国内消費量の8%(144,720トンの玄米)とする。 ・ 2001年以降は農業協定の付属書五の関連規定で処理。 ○ 関税割当枠方式による輸入 ・ 現在輸入規制を実施している22品目に適用。 ・ 割当枠内 → 現行関税の半分というやや低い関税を適用。割当数量を国内消費量の4%から徐々に8%(もしくは更に高い比率、最高は砂糖が41%)に増やす。 ・ 割当枠外 → 現行よりやや高い関税適用。輸入数量規制しない。 ○ 台湾で産出しないか、競争力のある製品で、現在輸入規制または輸入地域規制などの非関税措置を採っている農産物については、加盟後に輸入規制撤廃、輸入完全自由化。
自動車	小型自動車輸入関税割当額制度 ○ 輸入が現在禁止されている国(例えば日本と韓国)の加盟年度における割当枠は10,000台。その後毎年20%増。 ○ (第1年目)米国とEUはそれぞれ159,220台、カナダ12,912台。その後毎年20%増。 ○ 全世界向けの割当枠について前述の国別の割当枠不足を補うため、政府は加盟年度に別途年間7,500台を拠出し、その後毎年4%増。競争力の強い国に使用させる。 ○ 加盟8年目に割当枠制度を撤廃。 ○ 3500cc以下小型車(割当枠内)関税 加盟年度起算30% → 2008年17.5% ○ (割当枠外)関税 加盟年度～5年目まで60%、6年目30%、割当枠撤廃後は枠内と同じ。 ○ 3500cc以上小型車関税 現行37% → 2008年25% 自動車部品関税率 ○ 自動車工業会提供の109項目自動車部品リスト関税率 現行14.58% → (5年目)8.93% ○ うち75項目は加盟後4年間の最適調整期間許容。(2004年迄に最終目標税率まで引下げ) ○ その他34項目は2002年迄に目標税率まで引下げ。 貨物税 ○ 2000cc以下の車種: 現行25%を維持。 ○ 2000～3600ccの車種: 現行35%、3600cc以上の車種: 現行60% → 2000cc以上の車種: 加盟後5年間35%、6年目以降30%に。 ○ 台湾人独自設計車両に対する貨物税控除措置撤廃(加盟後直ちに)
繊維	関税: 加盟後4年間で5段階に分けて引下げ。 ○ 現行輸入関税は商品布地(10%)と既成衣料(12.5%)がやや高い以外はほとんどが10%以下。 → ほとんどの製品は現行税率を維持。 - じゅうたん、帽子類、シーツ、刺繍品などわずかの製品を8～10%に引下げ。 - 一部の既成衣料は加盟時に11.16%、その後3年で10.5%に引下げ。 非関税面 ○ 繊維製品と既成衣料の半製品について割当枠管理を実施しているうちの51%を2004年12月31日までに3段階に分けて撤廃。 ○ 残りの49%についても2005年1月1日に一律撤廃。

台湾のWTO加盟条件概要

産業	加盟条件概要																	
家電	関税引下げ (品目別引下げ例) <table><thead><tr><th></th><th>現行</th><th>加盟後</th></tr></thead><tbody><tr><td>電気ヒーター</td><td>5 %</td><td>2.5 %</td></tr><tr><td>洗濯機(含むドライ機)</td><td>5 ~ 12.5 %</td><td>3 ~ 10 %</td></tr><tr><td>冷蔵庫</td><td>5 ~ 12.5 %</td><td>5 %</td></tr><tr><td>エアコン</td><td>10 ~ 15 %</td><td>8 %</td></tr></tbody></table> 国産品貨物税の課税計算方式の中における「12%の普及費控除」の撤廃。				現行	加盟後	電気ヒーター	5 %	2.5 %	洗濯機(含むドライ機)	5 ~ 12.5 %	3 ~ 10 %	冷蔵庫	5 ~ 12.5 %	5 %	エアコン	10 ~ 15 %	8 %
	現行	加盟後																
電気ヒーター	5 %	2.5 %																
洗濯機(含むドライ機)	5 ~ 12.5 %	3 ~ 10 %																
冷蔵庫	5 ~ 12.5 %	5 %																
エアコン	10 ~ 15 %	8 %																
金融	< 銀行 > 1994年7月のサービス業市場開放に関する承諾表の中で、 銀行業については計18項目を承諾(詳細略)。ほとんどすべてが実施済。 < 証券 > 証券業については計9項目を承諾(詳細略)。 2000年以降の外国人持株比率規制撤廃、証券業の業務担当者は中華民国の国民でなければならないという規制の撤廃の二項目以外は実施済。二項目も加盟時には実施。 < 保険 > 保険業については計13項目を承諾(詳細略)。 ほぼ半分が実施済。残りも加盟時には実施。																	

出所: 台湾経済研究院「2000年台湾各産業景気趨勢」より作成。

中国側から見たWTO加盟の主要産業への影響と対応

(出所: 社会科学文献出版社「中国『入世』研究報告: 進入WTO的中国産業」から作成)

産業	影響評価			対応案
	メリット	デメリット	分類しにくい影響、背景等	
農業	○食用油、砂糖、果物及び畜産品、水産品は生産量・価格の面で比較優位性を持っている。 ○南方の飼料需要省区は直接国際市場からトウモロコシを輸入し利益を受ける。	●綿花のクォーターは輸入量の増加が比較的多く、国内生産量の15%以上に達しており、短期的に比較的大きな影響を受ける。 ●中長期的に見ると、小麦、とうもろこしの生産に対する圧力は十分重視必要。 ●小麦の輸入量は現在の200万トンから500万トンに増えると予想。中国の農民は毎年55億元の損失を受ける。 ●小麦、とうもろこし、大豆の主産地の東北、華北の農民生産と収入は顕著な影響を受ける。	◇中国穀物自給率は1995年にほぼ100%に。 小麦、とうもろこし、大麦等の穀物生産に対しては、短期的にはさほど大きな影響は無い。 (小麦輸入が大幅に増えているが国内総生産量に比べ比較的低く短期的には圧力は大きくない) →地区間の農民の貧富の差拡大。	①過渡期の農業保護と支援を強化し、国際競争力を増強。 ②穀物自給率は堅持。 穀物輸入は飼料転化し、肉製品を輸出することで、国内消費を安定。 ③大規模経営の発展、市場情報システム促進。 ④農業産業化建設の促進。 第二次、第三次産業への拡張。 ⑤農業構造調整を加速し、ハイイ研究等で効率化をはかる。
繊維 紡績	○紡績品の輸出拡大に有利。 ・現在クォーターがあるが、一般的にはクォーターは最初は不利だが、後で有利に。 ・WTOの枠組で貿易紛争解決可能 ○紡績工業の競争力向上効果。 ・WTOにより国内市場開放。 特に、アパレルの関税低減が多い。国際競争で鍛えられる。 ・紡績原料輸入関税下降により生産コストが下げられる。 ○紡績業管理体制改革的側面支援 ・WTOにより従来の行政部門管理が産業政策に基づくマクロコントロールに転換し、企業向けサービスに変質 ○紡績工業の構造調整促進。 ・競争力の弱い化繊なども市場開放で先進技術を取得できれば、却ってチャンス。	●中国の化繊業は歴史が浅く、競争力が弱い。 高関税政策の保護に依存してきたので、国外化繊業からの圧力大。		①企業体制改革と産業構造高度化 ・紡績工業は国有企業改革が必須 大型企業集団化が必要。 ②経済成長方式の転換。 ・統一的な紡績情報ネットワーク創設により、生産・貿易体系を即応化 ③外資の有効利用。 ④クォーターの効率的利用による輸出拡大努力。 ・高付加価値製品の輸出拡大努力 ・綿製品から化繊へシフト。 ・クォーターの無い市場の開拓努力。
鉄鋼	○輸出環境改善。 ・輸出国の関税は既に優遇税率となっているので、加盟後もさほど改善しないが... ・クォーター削減、争議へのWTOルール適用による改善が見込まれる。 ・中国は特殊金属、稀土類資源に恵まれており、鉄合金、スチールワイヤーロープの輸出には有利。	●高付加価値鋼鉄製品、特に特殊鋼は比較的大きな衝撃。 ●鉄鋼業の収益性は比較的大きく下降。 ・各種鋼材価格が国際市場価格に収斂。生産コストの高い中国鉄鋼業の収益を圧迫。	<中国鉄鋼産業事情> ◇中国の鉄鋼生産は1億トンの大台を突破。1998年の世界鉄鋼生産の14.7%のシェアで首位。 ◇しかし、レベルは低く、鉄鋼大国ではあっても鉄鋼強国ではない。 ◇中国は鉄鋼純輸入国で、輸入は高付加価値製品であり、輸出は付加価値低い。 ◇現行の産業政策「総量規制、構造調整、落伍企業淘汰」の政策環境は続く。 ◇国際鉄鋼市場、中国内ともに供給過剰の状況は当然変化せず。 ◇科学技術進歩、技術改造投資への圧力が増加する。	①鉄鋼業の構造調整加速。 ・需要が大きく、輸入傾向が高い 高付加価値製品、特殊鋼を重点発展。 ・薄板の国内市場シェア向上。 ②国際競争参画のための環境形成 ・企業の社会負担軽減、債務負担軽減、技術改造投資支援。 ・反ダンピング立法化の加速。 ・外資の利用。 ③産業管理部門の市場調査研究強化、政策的的確な実施。 ④企業の危機感醸成による早急な国際競争力の向上。 (国家による長期的全面的保護不可能)

中国側から見たWTO加盟の主要産業への影響と対応

(出所: 社会科学文献出版社「中国『入世』研究報告: 進入WTO的中国産業」から作成)

産業	影響評価			対応案
	メリット	デメリット	分類しにくい影響、背景等	
石油 石化	○外圧をうまく利用できれば、 自主発展の新しい環境を取得。	＜業種別影響＞ ●石化工業は関税引下げの衝撃比較的大。 ・化繊、化工製品の国内市場シェアは約50%に下降。 ・但し、既に製品系列化、大規模生産ラインを形成している大型企業への影響は比較的小さい。 ●石油精練業への影響は大。 ・企業規模小、メーカー数多で、精練コスト高い。 ●石油製品販売業は外国大型石油会社(メジャー)の販売機構参入の挑戦を受ける。 ＜業界全般の影響＞ ●収益性に比較的大きな衝撃。 ・大量の石油石化製品の輸入、市場価格が下がり、収益を圧迫。	＜業種別影響＞ ◇石油採掘業への影響は小さい。 ・中国原油価格は1998年6月に国際市場価格に同軌化。 ・原油輸入は定額関税制で、1トンあたり僅か16人民元。 ＜業界全般の影響＞ ◇投資圧力大。 - 国内市場は飽和、過剰局面。業界再編し、新生産能力を形成すべき時期。 ◇外資利用、技術導入は困難。 ・多国籍集団の技術独占傾向。 ・外資が独資を選択する傾向。 ・世界的生産過剰下で、市場が技術や稀少資源に比べ相対的に重要度低下。 →市場を資本や技術と換える手法が困難に。	①関税低減、非関税障壁撤廃の時間と幅の間で、競争力向上の要求を満たす。 ②WTO加盟国の法規を参考として石油工業を適度に保護する法規を制定。 ③管理体制改革、販売能力増強。 ④化学技術管理体制、機構の改革。
機械 含む 家電	○機械工業の国際分業への参画、 国際・国内市場の一体化により、 中国機械工業の発展に有利。 ・グローバルスタンダードの会得。 ・技術導入、外資利用、機械製品の グレートアップ促進。 (貿易関連投資措置<TRIM>の 遵守は、外資に投資上の安心を 与え、技術・資本集約投資を促進 製品・企業構造を高度化) ・輸出先の最恵国待遇、内国民 待遇を享受でき、輸出環境を 改善し、中国機械製品輸出市場 の多元化を促進。	●高技術・高付加価値・精密加工業 といった業種、重複建設で経済 規模が無く、国際価格より高い 業種等は厳しい競争に晒される。	◇貿易障壁削減の影響は限定的。 ・中国の機械製品の関税は 早くから下げてきており、 あるものはWTO基準並み。 次ぎの下げ幅は限られる。 ・非関税障壁取消の機械工業に 対する影響は比較的大きいが、 外資系企業の市場開拓が 外国機械製品を代替する形で、 影響は弱まる。	①機械工業の戦略的再編、 製品構造の調整。 ・基礎が弱く、規模未形成の新興 業種(例えば、環境保全設備等) についても、市場コースをつかみ 育成をはかる。 ②機械工業の全方位開放を加速。 ・輸入代替を主とする発展方針 から、国際市場も開拓し、 国内外の市場で相応の地位を 占める目標に変更。 ③大型企業集団化。 ・機械工業産業組織構造調整方案 の制定に着手し、大型企業集団 を構築し、まもなく到来する激烈 な競争に備える。 ④関税調節作用、WTO例外条項等 の十分な利用による幼稚工業 の保護。
情報 技術 産業	○チャンスは衝撃より大。 ・輸出環境の改善、国際市場での シェア増加。 ・国内企業の原材料購買コスト低下。 ・海外での発展空間の開拓。 ・通信サービス開放、発展により、 携帯通信端末設備の生産増加。	●情報技術製品の輸入が大量増加。 ・情報技術を中心としたハイテクは 世界各国の争奪のポイント。 先進国は中国市場を占めるため 厳密な技術封鎖をするだろう。 中国が外国先進技術を獲得する 難度は高まる。 ・情報技術産業の多くの核心技術 は先進国の掌中にあり、中国は 競争上劣勢に立つ。	＜中国情報技術産業事情＞ ・市場開放は比較的早く、世界の 主要メーカーの多くが中国での生産 を実現。既に国民待遇、或いは 超国民待遇を獲得。	①産業発展新戦略の制定。 ②自己研究開発体系の形成。 ・鍵となる情報技術は軍事機密等 と関わるので、独自開発必要。 ③改革開放、産業国際化の加速。 ④外資利用の拡大。 ⑤輸出の拡大。 ・国有大企業の国際市場開拓促進 ⑥大企業化戦略の推進。 ⑦国際慣例に従った、市場と産業の 保護。 ⑧ソフトウェア産業の発展支持。

中国側から見たWTO加盟の主要産業への影響と対応

(出所: 社会科学文献出版社「中国『入世』研究報告: 進入WTO的中国産業」から作成)

産業	影響評価			対応案
	メリット	デメリット	分類しにくい影響、背景等	
通信サービス	○中国通信業の改革、再編促進。 ・接続料金値下げは消費者の便益を高め、需要を刺激し、通信業の資本再編を促し、業界の利益に繋がる。 ○サービスレベルの向上。サービス範囲の拡大。	●中国通信業は厳重な挑戦を受ける。 ・外資は付加価値の高い業務と移動業務で国有企業と競争。 ・国有企業は技術、経験上の劣勢に加えて、固定通信設備建設等の準政府機能を負っており、競争上不利。		①「電信法(通信法)」を制定し、公平な競争環境をつくる。 ②通信業管理体制改革加速。 ・1社独占の排除、競争環境整備。 ③資産再編、通信資源の有効利用。 ④国有企業改革加速、競争力増強。 ・通信業では国有資本に主導的責任を担わせる。 ⑤適度な市場開放、外資有効利用。 ⑥適度な費用水準の引下げ、経営サービス品質の向上。
金融	○金融体制改革、国有金融企業の発展に有利。 ・銀行、保険の現行体制に対するインパは、国際標準への変革を迫る。(外資管理方法等利用)	●中国金融機構は挑戦を受ける。 ・先進国に比べて、中国金融業の管理体制等はまだまだかなりの差。 ・2005年の人民元業務前面開放により国内銀行経営は相当な衝撃を受ける。 ・加盟初期は段階的開放なので影響はさほどでもないが、中国商業銀行の改善が進まなければ、大変な衝撃となる。 ●保険に関しては、国内市場で国際競争に直面。保険料率等の伝統的要素以外の非価格要素がポイントになるが、これは中国保険会社の薄弱なところ。	◇国内金融機構はまだ一定の競争能力を保持。 ・ユーザー関係と国内経験で代替できない優勢を持つ。 ・外資はリスク小、コスト低、利潤高の国際決済等の中間業務領域から参入し、暫くは伝統領域には参入しない。 ◇保険業の管理方式が、支払能力を中心とする緩やかな管理方式に変わる。 ◇先進国では保険資金の運用は85%以上だが、中国では僅かに10%今後、外国保険会社が集めた資金が中国資本市場に流れる。	①金融市場の開放は漸進的に。 ・国内金融危機を招かず、金融市場安定保持が先決条件。 ②金融改革の深化。競争力向上。 ③保険体制改革の加速。
自動車	○自動車工業の競争力増強促進。 ・中国は世界最大のオートバイ生産国。国際的に優勢。 ・ダンパー、微型車も一定の競争力。 ・関税とクォーターは漸進的に削減。乗用車工業が受ける衝撃は緩やか。 ・輸入設備の税込み価格の下落は自動車工業の技術改造、進歩に役立つ。 ・競争による企業集中、生産規模拡大は、製品のレベルアップ、生産台数増加、競争力の向上をもたらす。 ・過剰生産能力の有効活用、規模の経済の形成、設備・部品の関税低減等によるコストダウン。 ○技術レベルアップの可能性。 ・競争の加速により、従来の「輸入代替」レベルの技術から、国際潮流に迫る新技術を採用した新車型の導入進む。 ○外資の自動車サービス市場参入深化によるレベルアップ。	●自動車及び関連製品の輸入増大 ・関税と非関税障壁の大幅削減により、自動車と関連ソフト、ハードの輸入も大幅に増加。中国自動車工業の算出レベルは11%下降する見込み。 ・大型多国籍企業が強大な技術と資金により、中国自動車工業の主要業種を占める。 ・5年の過渡期で輸入乗用車の価格は毎年平均2~3%の幅で下降。 ・初歩的な予測では、輸入製品国内シェアは、現在の3%から10%前後に。		①「自動車工業産業政策」の修正。 ・現行の政策は自動車市場開放要求に不適合。 ②産業再編による支柱産業形成。 ・2010年までの支柱産業化目標。 ・企業投資構造、資金調達、使用運営に対し重大改革必須。(自動車工業融資機構をつくり、国際金融資本にも株式参入を募り、政策的に投融資を管理) ③自主開発能力強化。 ・技術導入、消化吸収を政策的に支持。(産学研連合や外国自動車研究機構或いは会社の買収、資本参加の奨励) ④関税構造の合理的調整。(部品、完成車とのバランス) ⑤関連産業の発展加速。(道路、駐車場、ガソリンスタンド等インフラ整備)

中国の10大貿易相手国・地域(1999年)

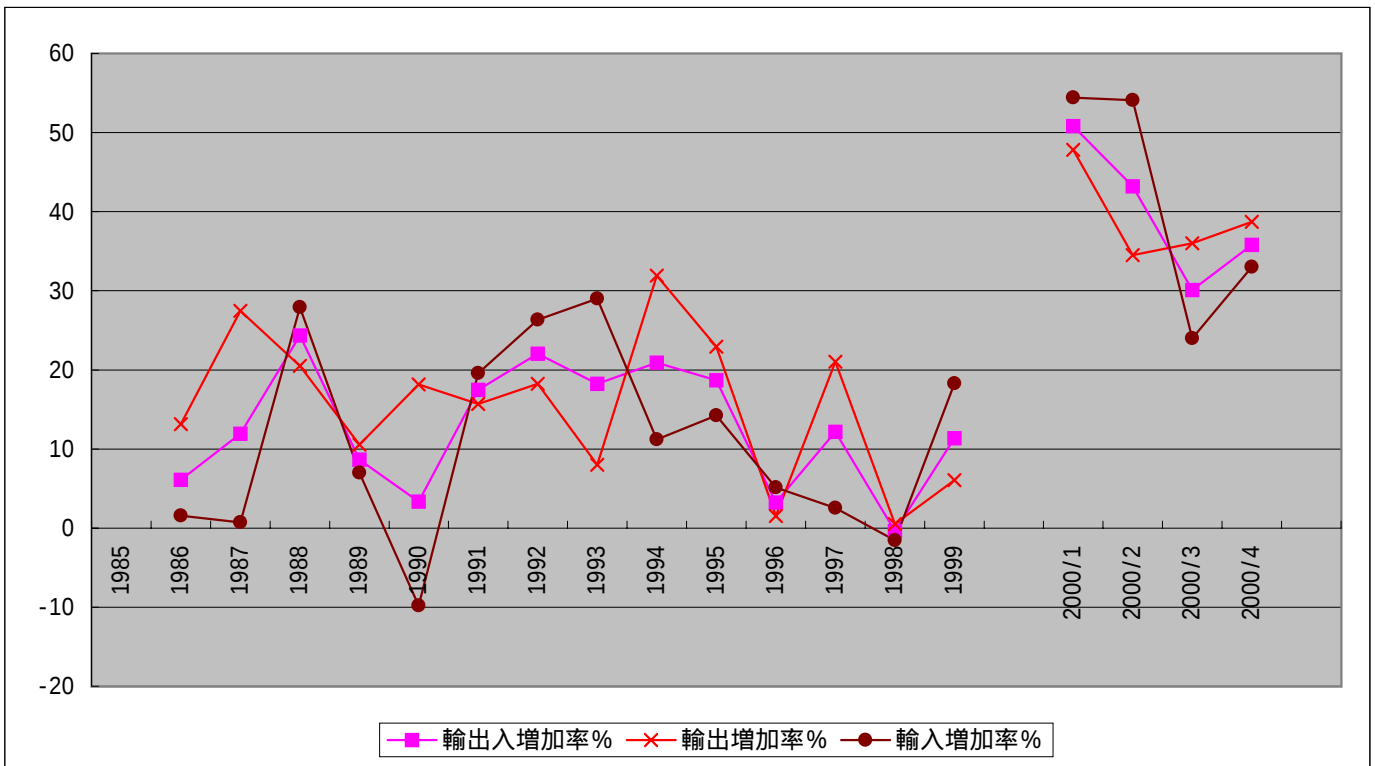
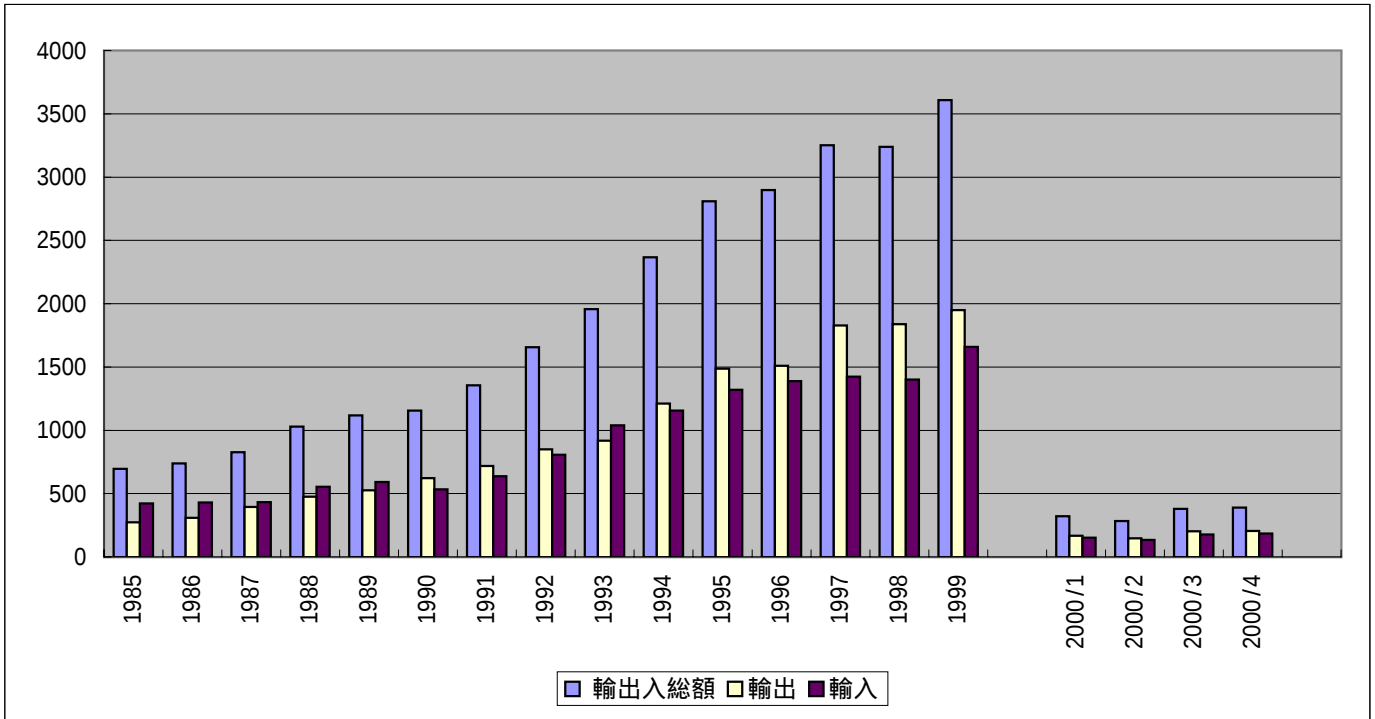
(単位:億ドル)

	貿易総額	対前年比%	輸出	対前年比%	輸入	対前年比%
① 日本	661.67	14.2	323.99	9.2	337.68	19.4
② 米国	614.26	12	419.46	10.5	194.8	15.4
③ EU	556.76	13.9	302.11	7.3	254.65	22.7
④ 香港	437.83	-3.6	368.91	-4.8	68.92	3.5
⑤ ASEAN	270.42	14.9	121.7	11.1	148.71	18.2
⑥ 韓国	250.36	17.7	78.08	24.9	172.28	14.7
⑦ 台湾	234.79	14.5	39.5	2.1	195.28	17.4
⑧ ドイツ	161.14	12.1	77.78	5.8	83.36	18.7
⑨ シンガポール	85.63	4.7	45.02	14.2	40.61	-4.1
⑩ 英国	78.74	19.6	48.79	5.3	29.95	53.4

出所:中国海関総署集計資料

中国の輸出入金額の推移

(金額単位:億ドル)

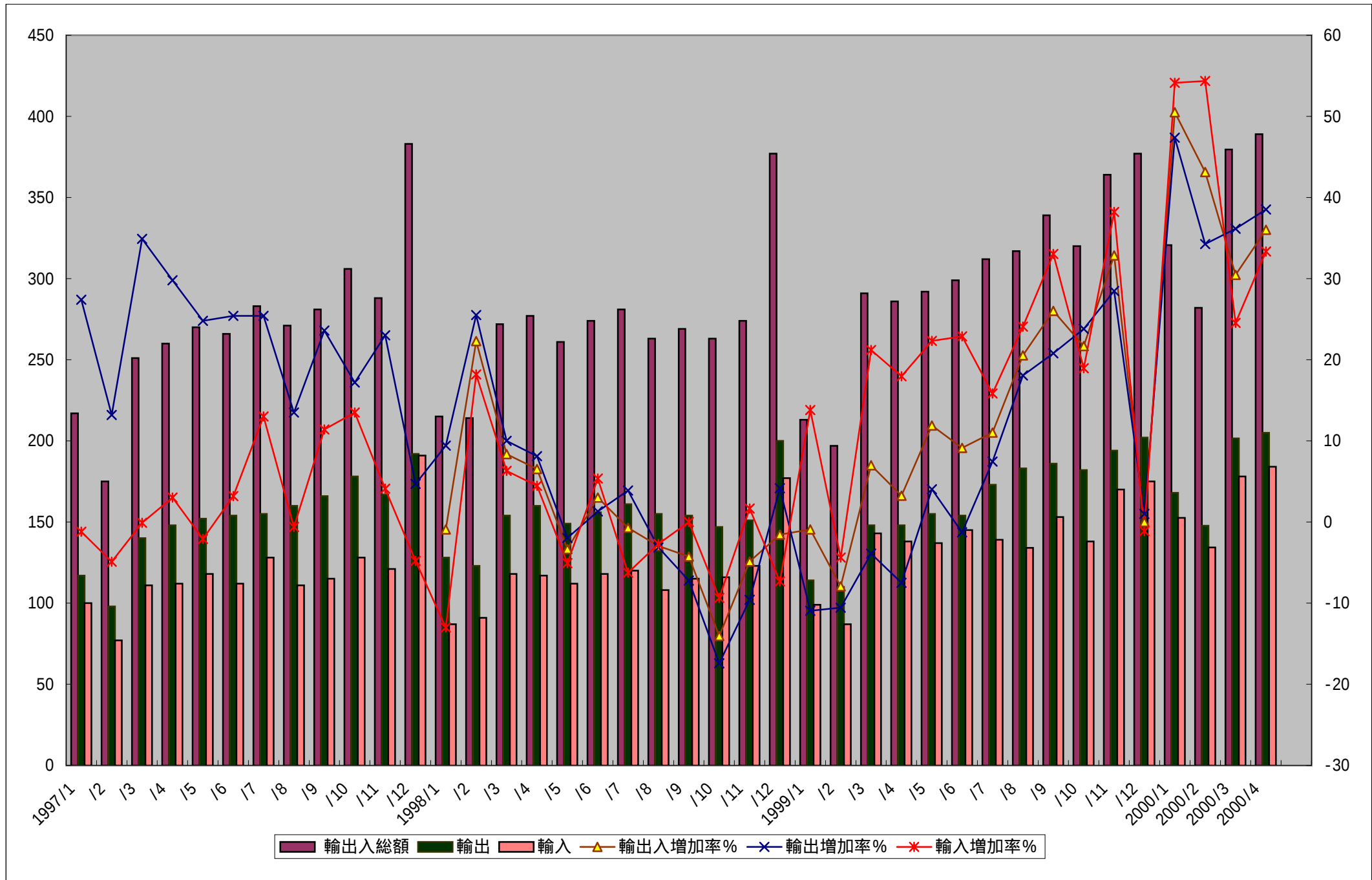


出所: 1998年までは、中国統計年鑑1999年版
1999年以降は、経済日報、人民日報から作成。

億ドル

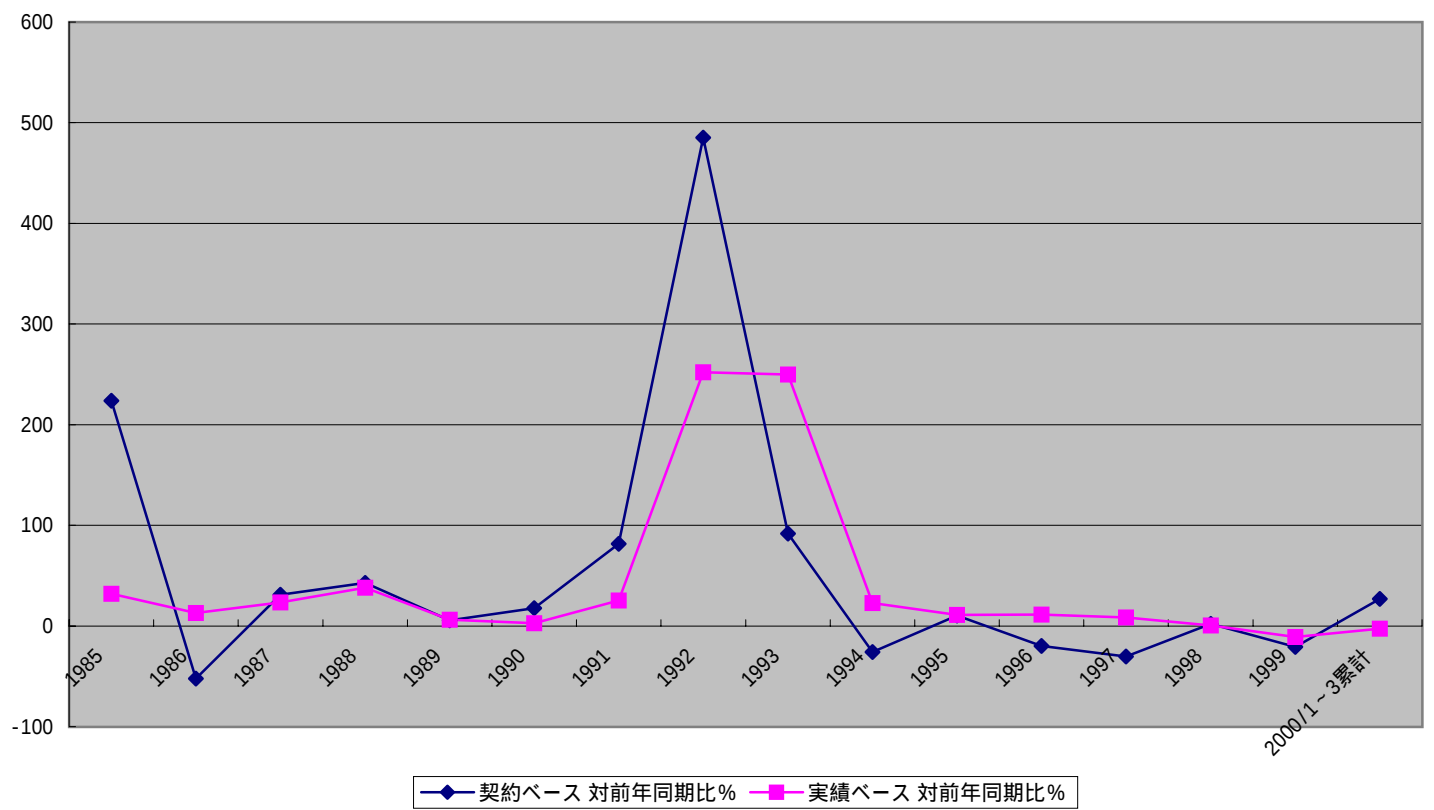
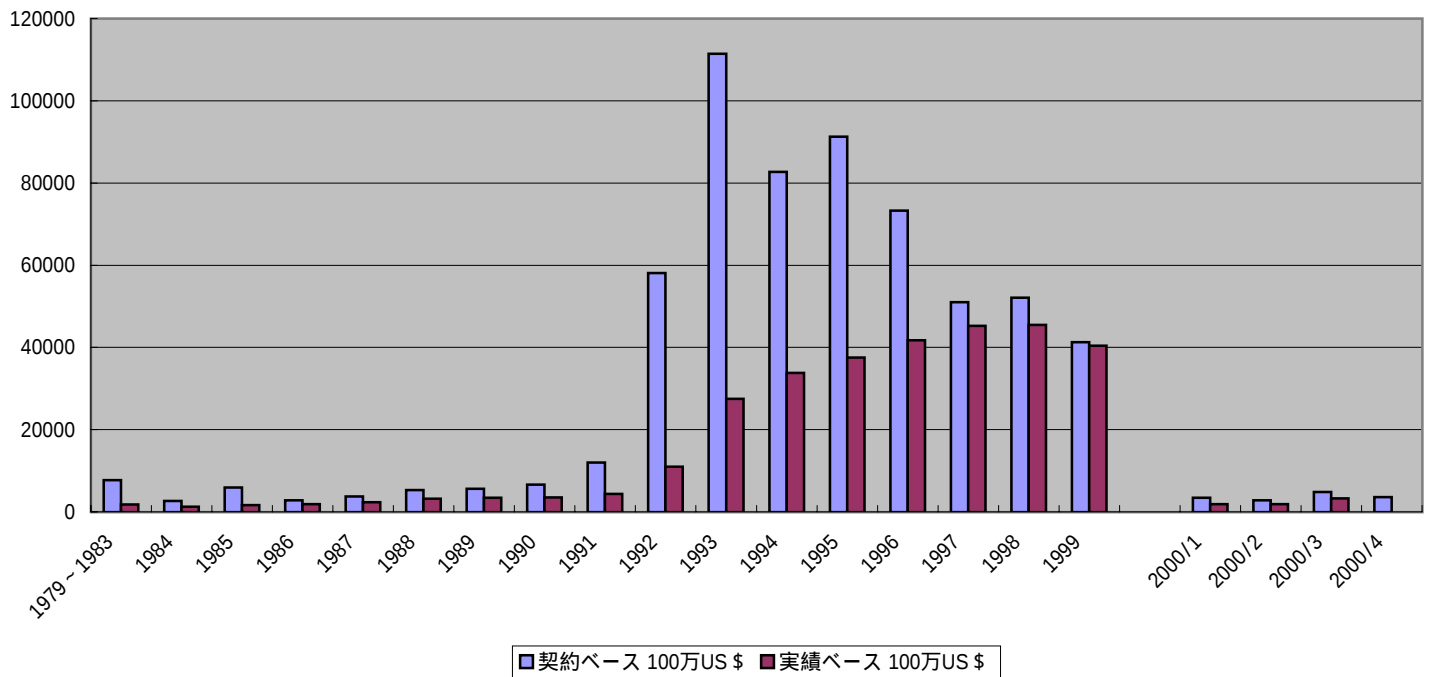
中国の最近の輸出入金額(月別)と対前年同月比の推移

%



出所: 経済日報、経済時報、人民日報等から作成

中国の外国直接投資の推移

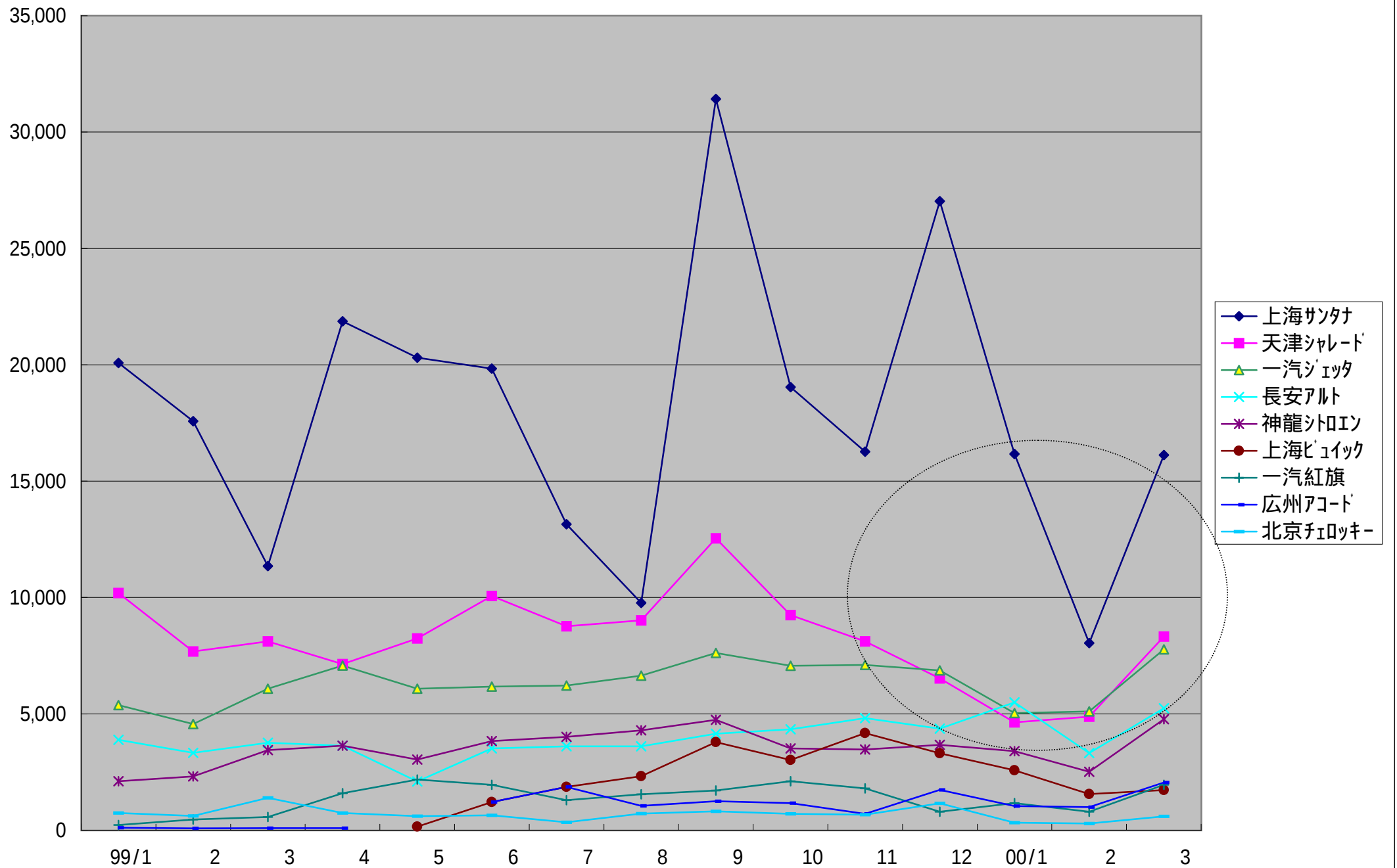


出所：1998年までは、中国統計年鑑1999年版

1999年以降は、人民日報(2月2日、3月23日、4月12日、5月26日)各紙から整理

中国自動車市場の動き (乗用車月間販売台数の推移)

出所: 中国汽車工業協会関係資料

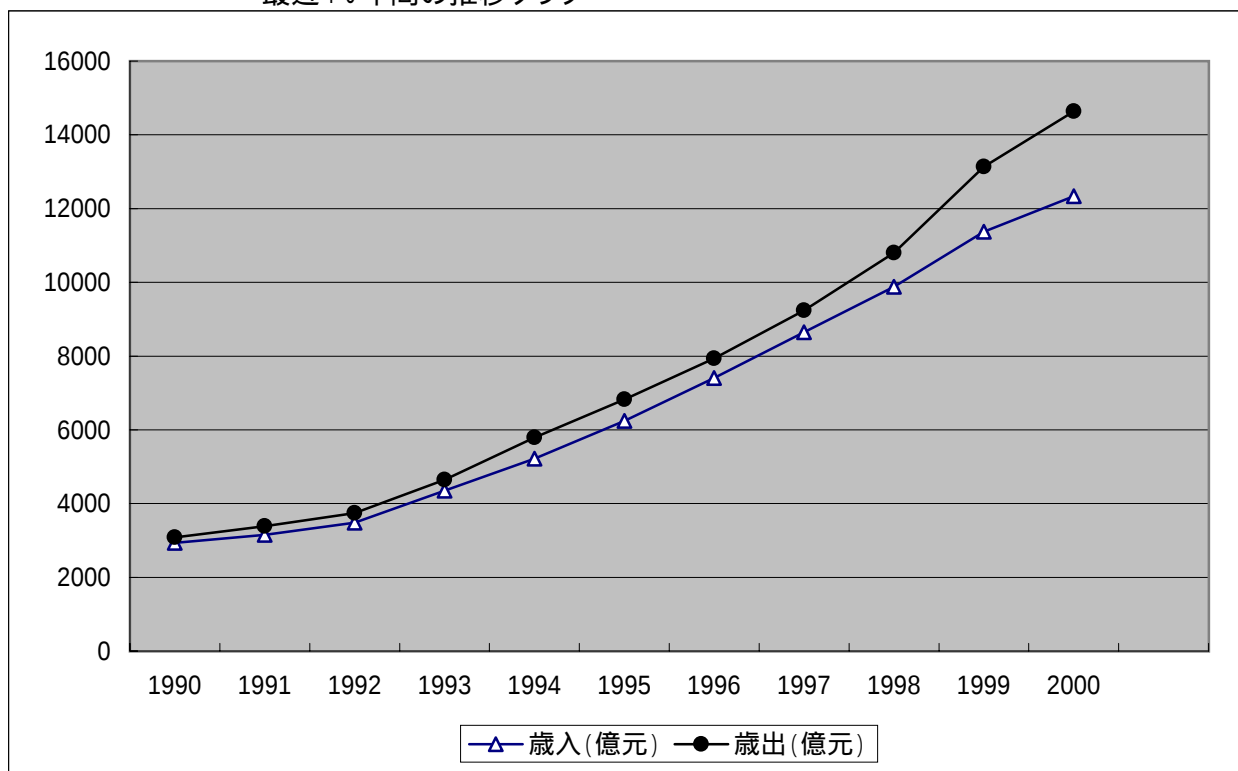


中国 歳入・歳出(中央 + 地方)の推移

注)2000年は予算ベース。

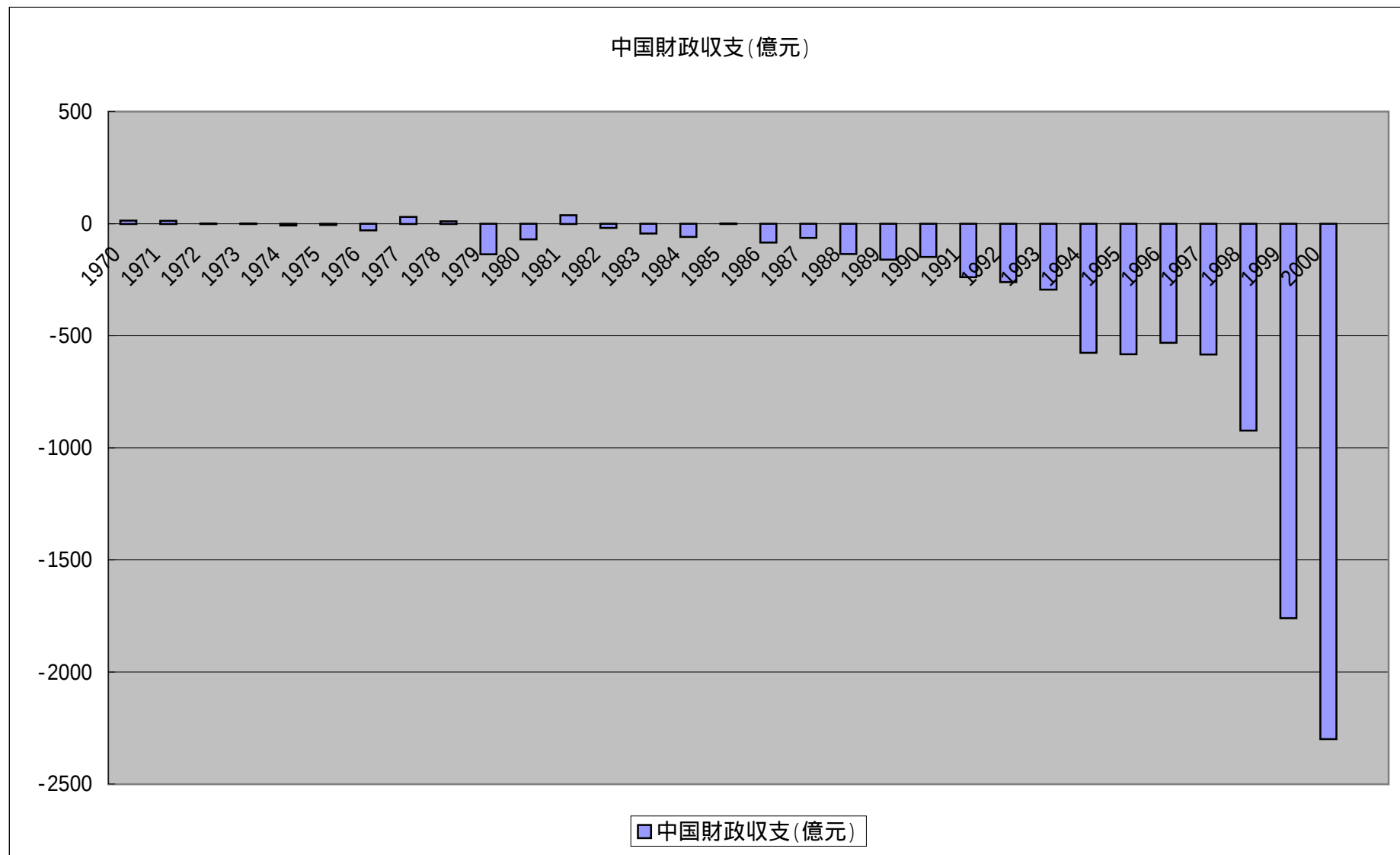
	歳入(億元)	歳出(億元)	収支(億元)	歳入増加率	歳出増加率
1970	663	649	14	25.8	23.5
1971	745	732	13	12.3	12.7
1972	767	766	1	2.9	4.6
1973	810	809	1	5.6	5.6
1974	783	790	-7	-3.3	-2.3
1975	816	821	-5	4.1	3.8
1976	777	806	-29	-4.8	-1.8
1977	874	844	30	12.6	4.6
1978	1132	1122	10	29.5	33
1979	1146	1282	-136	1.2	14.2
1980	1160	1229	-69	1.2	-4.1
1981	1176	1138	38	1.4	-7.5
1982	1212	1230	-18	3.1	8
1983	1367	1410	-43	12.8	14.6
1984	1643	1701	-58	20.2	20.7
1985	2005	2004	1	22	17.8
1986	2122	2205	-83	5.8	10
1987	2199	2262	-63	3.6	2.6
1988	2357	2491	-134	7.2	10.1
1989	2665	2824	-159	13.1	13.3
1990	2937	3084	-147	10.2	9.2
1991	3149	3387	-238	7.2	9.8
1992	3483	3742	-259	10.6	10.5
1993	4349	4642	-293	24.8	24.1
1994	5218	5793	-575	20	24.8
1995	6242	6824	-582	19.6	17.8
1996	7408	7938	-530	18.7	16.3
1997	8651	9234	-583	16.8	16.3
1998	9876	10798	-922	14.2	16.9
1999	11377	13136	-1759	15.2	21.7
2000	12338	14637	-2299	8.4	11.4

最近10年間の推移グラフ



出所:1998年までは中国統計年鑑1999年版、

1999年執行額～2000年予算については、項懷誠財政部長全人代報告(2000年3月6日)



出所: 1998年までは中国統計年鑑1999年版、
1999年執行額 ~ 2000年予算については、項懷誠財政部長全人代報告(2000年3月6日)

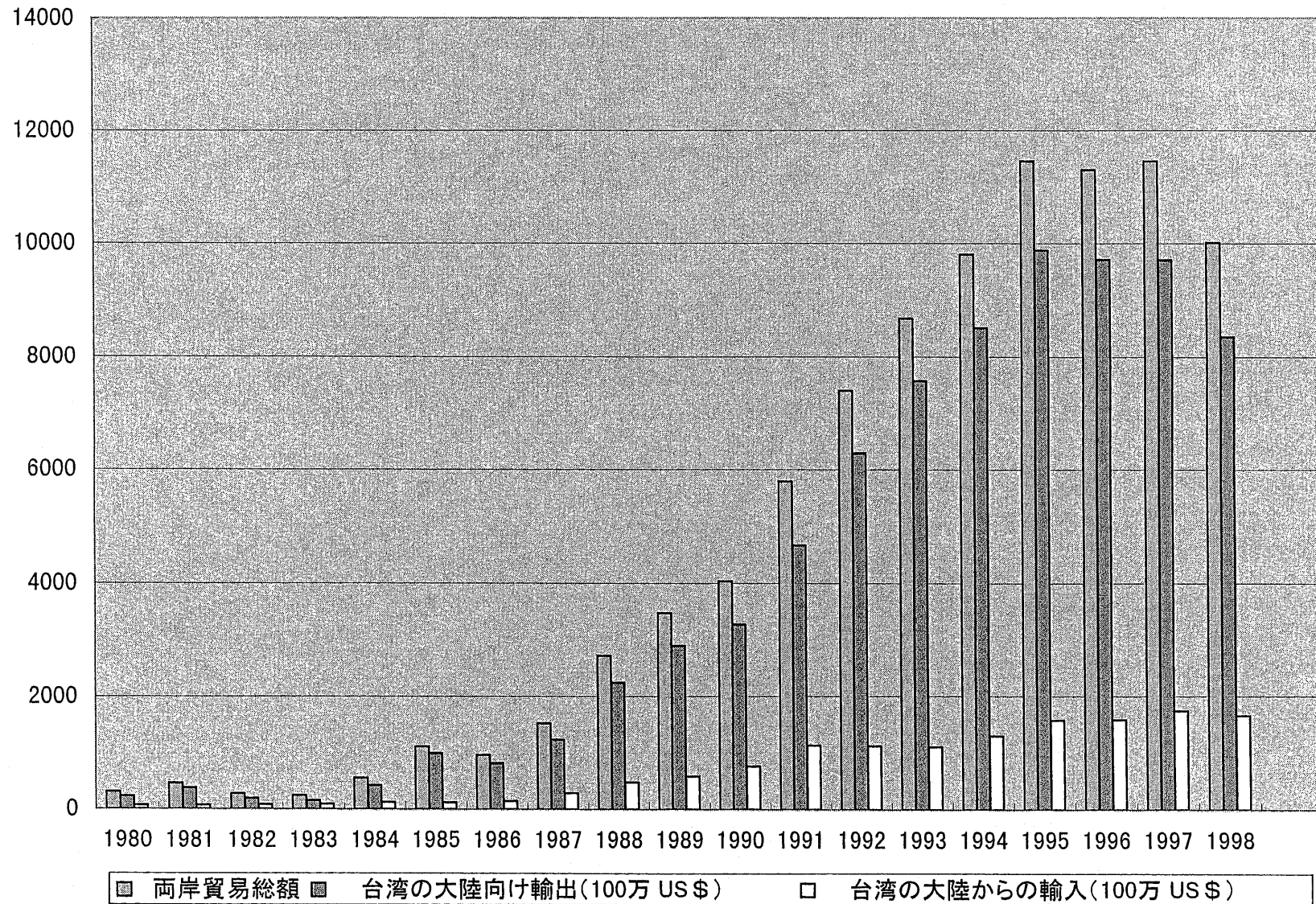
兩岸(香港經由)貿易金額

	貿易総額		香港經由				台湾の大陸に対する出超	
			台湾の大陸向け輸出		台湾の大陸からの輸入			
	100万 US \$	前年比 %	100万 US \$	前年比 %	100万 US \$	前年比 %	100万 US \$	台湾出超中シェア %
1980	311	300.2	235	994.4	76	35.4	159	204.9
1981	459	47.6	384	63.5	75	-1.4	309	21.9
1982	279	-39.4	195	-49.4	84	11.8	110	3.3
1983	248	-11.1	158	-18.8	90	6.9	68	1.4
1984	553	123.3	426	169.6	128	42.2	298	3.5
1985	1103	99.3	987	132	116	-9.3	871	8.2
1986	956	-13.4	811	-17.8	144	24.4	667	4.3
1987	1516	58.6	1227	51.2	289	100.4	938	5
1988	2721	79.5	2242	82.9	479	65.7	1764	16
1989	3483	28	2897	29.9	587	22.6	2310	16.5
1990	4044	16.1	3278	13.2	765	30.4	2513	20.1
1991	5793	43.3	4667	42.4	1126	47.1	3541	26.6
1992	7407	27.9	6288	34.7	1119	-0.6	5169	54.6
1993	8689	17.3	7585	20.6	1104	-1.4	6482	80.7
1994	9810	12.9	8517	12.3	1292	17.1	7225	93.8
1995	11457	16.8	9883	16	1574	21.8	8309	102.5
1996	11300	-1.4	9717	-1.7	1582	0.5	8135	59.9
1997	11459	1.4	9715	-0.03	1744	10.2	7971	104.1
1998	10019	-12.6	8364	-13.9	1655	-5.1	6709	113.4

出所:台湾「自由中国之工業」2000年3月号

(オリジナルソースは、香港税関統計、(台湾)大陸委員会編「兩岸經濟統計月報」1998年12月)

兩岸(香港経由)貿易金額



出所: 台湾「自由中国之工業」1999年3月号

(オリジナルソースは、香港税関統計、(台湾)大陸委員会編「兩岸經濟統計月報」1998年12月)

台湾及び中国のアメリカへの輸出の比較

	台湾のアメリカへの輸出			中国のアメリカへの輸出		
	100万US\$	増加率%	アメリカ輸入中のシェア%	100万US\$	増加率%	アメリカ輸入中のシェア%
1987	...	...	6.0	...	...	1.6
1988	...	...	5.6	...	...	1.9
1989	...	...	5.1	...	...	2.5
1990	...	...	4.6	...	...	3.1
1991	...	...	4.7	...	...	3.8
1992	...	...	4.7	...	...	4.9
1994	26,586	6.4	4.0	38,572	22.7	5.9
1995	28,675	8.6	3.9	45,370	17.6	6.1
1996	29,797	3.2	3.8	51,209	12.9	6.5
1997	32,474	9.0	3.8	61,996	21.1	7.2
1998	33,123	1.5	3.6	71,156	13.8	7.8

台湾及び中国の日本への輸出の比較

	台湾のアメリカへの輸出			中国のアメリカへの輸出		
	100万US\$	増加率%	日本輸入中のシェア%	100万US\$	増加率%	日本輸入中のシェア%
1987	...	...	4.8	...	...	5.0
1988	...	...	4.7	...	...	5.3
1989	...	...	4.3	...	...	5.3
1990	...	...	3.6	...	...	5.1
1991	...	...	4.0	...	...	6.0
1992	...	...	4.1	...	...	7.3
1994	10,754	11.1	3.9	27,566	34.0	10.0
1995	14,366	33.6	4.3	35,992	30.3	10.7
1996	15,033	4.4	4.3	40,541	12.9	11.6
1997	12,561	-16.4	3.7	42,061	3.7	12.3
1998	10,244	-18.0	3.7	37,109	-11.3	13.2

出所:台湾「自由中国之工業」2000年3月号

今後の中国・台湾経済をみる視点

21世紀政策研究所

中国・台湾にとって
のWTO加盟の影響

輸出入比率と競争力
台湾産業と影響
中国産業と影響

中国经济・社会の
新しい動き

私営企業の躍進
消費者の反乱
インターネットの普及

中台両岸経済
関係のゆくえ

株価でみる経済リズム
対中投資の拡大
中台経済交流の進展

図1 世界主要国・地域の貿易量とウェイト

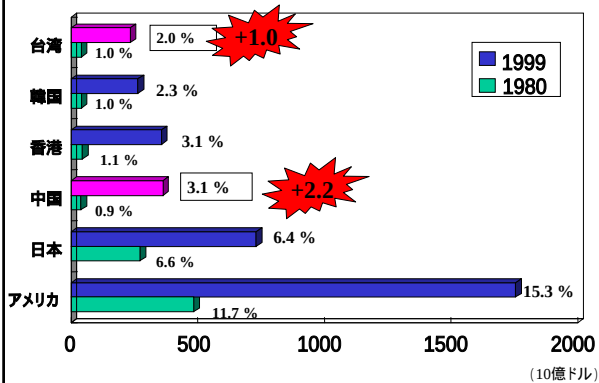


図2 台湾 産業別輸出入比率

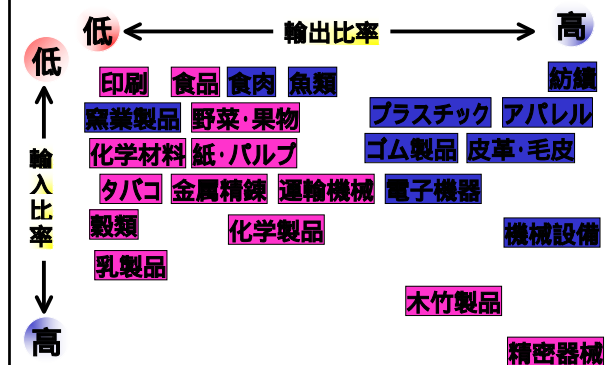


図3 台湾 産業のウェイト・成長性

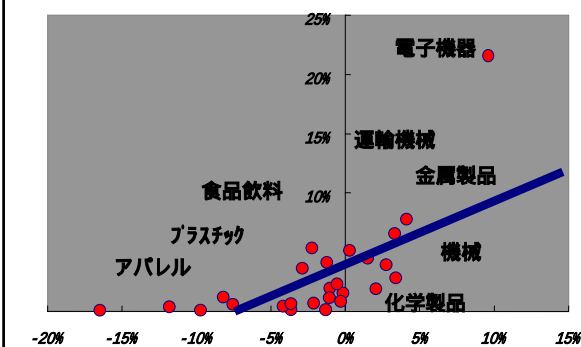


図4 台湾WTO加盟の意義

国際貿易に関する発言権上昇、適正な紛争処理機会の獲得

WTOを通じた国際社会での準国交関係樹立への期待

他方、負の影響については、概ね対策済みという反応が一般的

図5

台湾の農業

コメ: 米国・中国・東南アジア産との競合

→すでに部分的開放→インパクト漸減

食肉: 中国産などと競合

→インパクトは予想ほど大きくない模様

米国以外の農産物輸出国との関係

→開放時期を前倒しする可能性も

図6

電子機器(パソコン関連)

国際競争力あり →一層の輸出増加も

自動車・家電・製紙・タイヤ製造など

保護政策の恩恵消滅 →影響大

その他の工業

→影響は限定的か

図7

台湾のサービス業

一般に市場開放は進んでおり、加盟のインパクトは大きくない

銀行業: 90年より外国人に対する規制

緩和 = 台湾の銀行にとって準備期間

むしろ、台湾の金融機関の国外進出に

期待(ex.台湾保険会社の大陸進出)

図8

中国 産業のウェイト・成長性

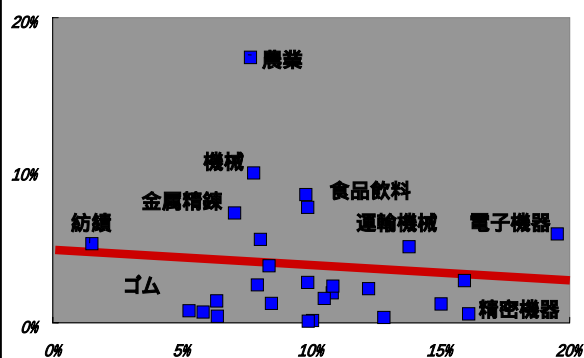


図9

産業 ウェイト・成長性

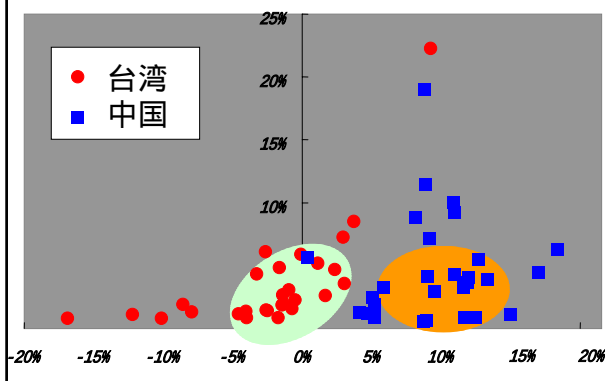


図10

中国の農業

GDPの2割、2.5億人の従事者

アメリカ産農作物などの輸入増加

→農業従事者の収入減、離農などの大きな影響

他方、都市周辺農業、農業関連産業にはメリットも

図11

中国の工業

産業によって影響がわかる

労働集約型産業(紡績業など)

→ 輸出増によるメリット大

家電、軽工業でもメリット

反面、自動車産業などの幼稚産業では
相当な困難が予想される

図12

中国のサービス業

総じて影響は大きい

金融業→ 規制撤廃の影響(外資導入
など)により業界再編へ

→ 金融インフラ整備の加速というメリット

流通業→ 規制撤廃による新規参入

→ 市場活性化、旧来の不合理慣行の
解消などのメリット

図13

中国 私营企業の躍進

生産額シェア

労働者数シェア

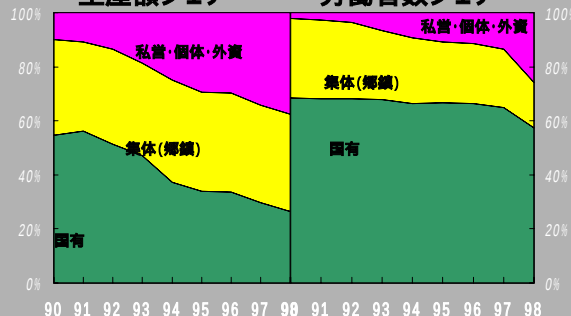


図14

中国 私营・外資企業数と省別1人あたりGDP(1)

国有企業生産額とGDP

私营・外資生産額とGDP

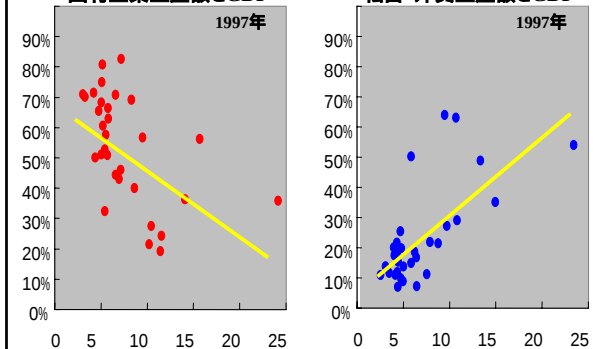


図15

中国 私营・外資企業数と省別1人あたりGDP(2)

国有企業企業数とGDP

私营・外資企業数とGDP

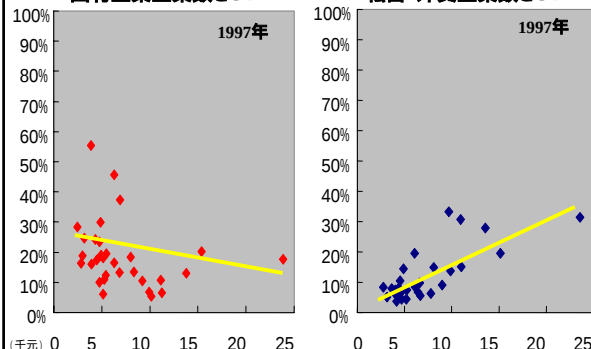


図16

消費者の反乱

・深刻なデフレの継続

(小売物価指数31ヶ月連続マイナス)

・消費マインドの冷え込み

(失業・老後への不安、社会費用負担増大)

・買い控え、値下げ競争進行

(マーケットに目覚めた消費者)

